児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

(2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設に(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に一を加えた数以上)あっては、当該数に一を加えた数以上)。 (2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第障害児入所施設(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる指定福祉型	ては、当該数に一を加えた数以上) (2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第 一大以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっ 一大以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入 では、当該数に一を加えた数以上) では、当該数に一を加えた数以上)
では できれる。 ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	では できれる。 できれる。 できれる。 できれる。 できれる。 できれる。 できれる。 できれる。 できれる。 できれる。 できれる。 できれる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。
第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次に 第三条 1~3略 (従業者の員数) 第五条 指定福祉型障害児入所施設等の一般原則)	第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次に、その従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。 (従業者の員数) 第五条 指定福祉型障害児入所施設等の一般原則)
旧	新

おおむね障害児の数を四で除して得た数以上 児」という。)

を入所させる指定福祉型障害児入所施設 第二項第三号において同じ。) 四項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。 (次条第一項において「盲ろうあ (三十五人以下の障 通じて 次条

(3)

兀 1~六略

2 3 略 前 項 規定による大学 0 心 理指導担当職員は、 (短期大学を除く。 学校教育法 (昭和) 若しくは大学院におい \pm 一年法律第二 十六

と同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 業した者であって、 心理学を専修する学科、 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれ 研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒

4

第一項第二号から第六号まで及び第二項に規定する従業者は、

専ら当

務に従事させることができる。 同項第五号の調理員については、 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、 該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。 併せて設置する他の社会福祉施設の職 第一項第四号の栄養士及び

(設備

第六条 1 2 略

3 第一項の居室の基準は、 次のとおりとする。

一 ・ 二 略

ロ・ハ略 害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数 略 一を加えた数以上)

> 児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 所施設にあっては、 数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児 おおむね障害児である乳児又は幼児 第二項第三号において同じ。)(次条第一項において「盲ろうあ 十三条第一項第二号において「乳幼児」という。 して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計 当該合計数に一を加えた数以上) (次条第三項第三 の数を四で除 一号及び第五 通じて

四項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。

次条

四~六略 ロ・ハ略 (3)略

2 略

3 だし、 に従事させることができる。 項第五号の調理員については、 指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。 第一項第二号から第六号まで及び前項に規定する従業者は、 障害児の支援に支障がない場合は、 併せて設置する他の社会福祉施設の職 第一項第四号の栄養士及び同 専ら当時

務

た

(設備)

第六条 1 2 略

3 第一項の居室の基準は、 次のとおりとする。

一 ・ 二 略

以上とすること。
室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。)のみの一の居三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第三十八条第五項及び

四略

4·5略

(入所支援計画の作成等)

第二十二条 1~4略

所支援計画の原案について意見を求めるものとする。 う。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項の入 テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」とい 児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議 (

6 10 略

(運営規程)

。)を定めておかなければならない。 重要事項に関する規程(第四十一条第一項において「運営規程」という第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営に係る

一~十略

(勤務体制の確保等)

第三十六条 1~3略

電を講じなければならない。個点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措した言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害といる。

下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以

三

四略

4 • 5 略

(入所支援計画の作成等)

第二十二条 1~4略

5

開催し、前項の入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害

6 10 略

(運営規程)

定めておかなければならない。
重要事項に関する規程(第四十一条において「運営規程」という。)を第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営に係る

一~十略

(勤務体制の確保等)

第三十六条 1~3略

(業務継続 計 画 の策定等)

第三十六条の二 時におい において「業務継続計画」 必要な措置を講じなければならない。 非 7 常時の 利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施すると 指定福祉型障害児入所施設は、 制で早期の業務再開を図るための計画 という。)を策定し、 感染症や非常災害の 当該業務継続計画に従 以 下この条 発生

2 周知するとともに 指定福祉型障害児入所施設は、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければなら 従業者に対し、 業務継続計画について

3 必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 指定福祉型障害児入所施設は、 定期的に業務継続計画の 見直しを行

(非常災害対策

第三十八条 1~3略

4 規定する訓 相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、 を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と 保が図られるよう、 指定福祉型障害児入所施設は、 練の実施に当たっては あらかじめ、 市町村、 非常災害時における障害児の安全の確 地域住民の参加が得られるよう連携 地域住民、 障害福祉サービス 前項に

5 略

に努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十九条

1 略

2 て感染症又は食中毒が発生し、 指定福祉型障害児入所施設は、 又はまん延しないように、 当該指定福祉型障害児入所施設におい 次に掲げる措

置を講じなければならない。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する

(非常災害対策)

第三十八条

1~3略

4 指定福祉型障害児入所施設は、 非常災害時における障害児の安全の

保が図られるよう、 等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。 事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者 あらかじめ、 市町村、 近隣住民、 障害福祉サービス

5 略

(衛生管理等)

第三十九条 1 略

2 ずるよう努めなければならない。 て感染症又は食中毒が発生し、 指定福祉型障害児入所施設は、 又はまん延しないように必要な措置を講 当該指定福祉型障害児入所施設におい

委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

底を図ること。 を定期的に開催するとともに、 その結果について、 従業者に周知徹

こと。 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための 指針を整備する

研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実 従業者に対し、 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため $\hat{\mathcal{O}}$

施すること。

3 略

(掲示)

第四十一条 1 略

2 ができる。 者に自由に閲覧させることにより 当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け 指定福祉型障害児入所施設は、 前項に規定する事項を記載した書面を 同項の規定による掲示に代えること か これをい つでも関係

(身体拘束等の禁止)

第四十二条 むを得ない場合を除き、 ては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急や (以下この条において「身体拘束等」という。) を行ってはならない。 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっ 身体の拘束その他障害児の行動を制限する行為

2 略

3 掲げる措置を講じなければならない。 指定福祉型障害児入所施設は、 身体拘束等の適正化を図るため、 次に

置等を活用して行うことができるものとする。 とともに、 体拘 東等の適正 その結果について、従業者に周知徹底を図ること 化 のための対策を検討する委員会 を定期的に開催する (テレビ電話装

3

(掲示) 略

第四十一条 略

(身体拘束等の禁止)

第四十二条 むを得ない場合を除き、 ては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急や (次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっ 身体の拘束その他障害児の行動を制限する行為

2

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

------三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

す

ること。

(虐待等の禁止)

第四十三条 1略

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するた

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに一 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。3 指定福祉型障害児入所施設は、第一項に規定する虐待の予防及び早期

(準用)

第五十八条 条第 は 障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十一条第一項中 の専門医療機関」と、第三十三条中「障害児入所給付費」とあるのは とあるのは 施設について準用する。 九条まで、 七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、 「第五十七条の協力歯科医療機関」 項の協力医療機関及び同条第三 第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第三十 第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、 「第五十五条」と、第三十条中「医療機関」とあるのは この場合において、第十七条第二項中「次条」 と読み替えるものとする。 一項の協力歯科医療機関」とあるの 指定医療型障害児入所 第四十 前 他

(虐待等の禁止)

第四十三条 1略

見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する虐待の予防及び早期発

(準用)

2

第五十八条 九条まで、 五十七条の協力歯科医療機関. 項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関 障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十一条中 の専門医療機関」と、第三十三条中「障害児入所給付費」とあるのは とあるのは 施設について準用する。この場合において、第十七条第二項中 七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、 第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、 第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第三十 「第五十五条」と、第三十条中「医療機関」とあるのは と読み替えるものとする。 指定医療型障害児入所 とあるのは 「前条第一 「次条」 第四十 他